

利水・水需要管理部会検討資料たたき台(2006.9.26版)への委員からの意見

□池淵委員

利水・水需要管理部会のたたき台について、いくつか付記させていただきます。

○1頁の最初の書き出しは事実関係の記述としては以下のようなようではないか。

平成9年、河川法が改正され、新河川法には新たに「河川環境の整備と保全」が「治水」と「利水」に加えられるとともに、計画策定プロセスに住民、地方公共団体の長、学識経験者の意見を反映させる手続きが導入された。

淀川水系流域委員会（以下、委員会）は、・・・・・・・・

○1頁上から12行目

過大なという表現であるが、結果論としてはそうであっても計画策定時は過大とはいえなかったのでは。過大なを削除しては駄目か。

○1頁上から15行目

地域経済格差を助長することにもなった。これまでの水資源開発利水を改め、管理を含めた新たな総合利水が求められるようになってきた。では駄目か。

○9頁2.1.

未利用水の発生について

水利権水量と実際の水使用量との差を未利用水と定義すれば、なるほど差はあるが流況にともなう実供給量と水需要量がバランスしてきている面もある。このことをどうとらえておくか。

○10頁下5行目

河川環境はどん底状態にある。⇒ 河川環境は低下している。では駄目か。

○13頁(1)利水安全度

利水計算をおこない利水補給量の最大を示す年を基準渇水年としていると理解しているが

池淵 周一

利水・水需要管理部会検討資料たたき台（060926版）に対する意見

委員 金盛 弥

水需要管理の視点について

- 水需要管理には二つの視点（方向）があると考えます。すなわち、
 - 1) 諸利水を見直し調整して水需要の総量を抑制し河川へ還元する、
 - 2) 河川流況等の改善目標（＝求められる河川の環境像）を画き、そこに至る戦略として諸利水を見直し調整する、であります。
- 「たたき台」は、1)の視点に軸足を置くものであります。
「提言（平成15年1月）」も環境流量は「定量的な維持流量とは異なり、生態系の維持に必要な攪乱機能を含み、大小流量とも限界が設定されない概念的なものである」とされて、1)の視点に立っています。
- しかしながら、「治水・利水優先の施策からの転換が求められている」とき、この視点だけでは不十分であり消極的であります。学究成果を集結して求められる河川の環境像を画きそこに至る手法と戦略が示されて然るべきと考えます。2)の視点であります。
- 提案されている「環境コスト負担制度」（更なる説明を求めますが）もこの視点立ったとき実現性がより高くなり有力な戦略になると考えます。換言すれば求められる河川の環境像が曖昧であればこの制度の創設は難しいと思われれます。
- 河川の環境像を画くことについて論述することは現状では基礎的な資料や議論等が不足しており困難であります。2)の視点に立つことの重要性と必要性は指摘されなければならないと考えます。

以上